

琉球大学学術リポジトリ

米国管理下の南西諸島状況雑件 沖縄関係 講和発効前補償（1）（土地損失補償）

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-08 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43673

琉
球
側
之
總
談

卷之三

序

一

二

三

四

五

六

七

八

九

十

十一

十二

十三

十四

十五

十六

十七

十八

十九

二十

二十一

二十二

二十三

二十四

二十五

二十六

二十七

二十八

二十九

三十

三十一

三十二

三十三

三十四

三十五

三十六

三十七

三十八

三十九

四十

四十一

四十二

四十三

四十四

四十五

四十六

四十七

四十八

四十九

五十

五十一

五十二

五十三

五十四

五十五

五十六

五十七

五十八

五十九

六十

六十一

六十二

六十三

六十四

六十五

六十六

六十七

六十八

六十九

七十

七十一

七十二

七十三

七十四

七十五

七十六

七十七

七十八

七十九

八十

八十一

八十二

八十三

八十四

八十五

八十六

八十七

八十八

八十九

九十

一百

一百零一

一百零二

一百零三

一百零四

一百零五

一百零六

一百零七

一百零八

一百零九

一百一十

一百一十一

一百一十二

一百一十三

一百一十四

一百一十五

一百一十六

一百一十七

一百一十八

一百一十九

一百二十

一百二十一

一百二十二

一百二十三

一百二十四

一百二十五

一百二十六

一百二十七

一百二十八

一百二十九

一百三十

一百三十一

一百三十二

一百三十三

一百三十四

一百三十五

一百三十六

一百三十七

一百三十八

一百三十九

一百四十

一百四十一

一百四十二

一百四十三

一百四十四

一百四十五

一百四十六

一百四十七

一百四十八

一百四十九

一百五十

一百五十一

一百五十二

一百五十三

一百五十四

一百五十五

一百五十六

一百五十七

一百五十八

一百五十九

一百六十

一百六十一

一百六十二

一百六十三

一百六十四

一百六十五

一百六十六

一百六十七

一百六十八

一百六十九

一百七十

一百七十一

一百七十二

一百七十三

一百七十四

一百七十五

一百七十六

一百七十七

一百七十八

一百七十九

一百八十

一百八十一

一百八十二

一百八十三

一百八十四

一百八十五

一百八十六

一百八十七

一百八十八

一百八十九

一百九十

一百九十一

一百九十二

一百九十三

一百九十四

一百九十五

一百九十六

一百九十七

一百九十八

一百九十九

二百

二百零一

二百零二

二百零三

二百零四

二百零五

二百零六

二百零七

二百零八

二百零九

二百一十

二百一十一

二百一十二

二百一十三

二百一十四

二百一十五

二百一十六

二百一十七

要 請 決 議 文

沖縄の祖国復帰については本土の九千萬国民は勿論去る一月一日の A・A会議の決議によつても明らかのようにすでに国内、国外の世論となり又岸首相も施政権の返還について対米折衝をするとしば／＼言明しており、その事は我々八十萬県民に多大の希望を与えてきました、ところがその後日米両国間においては何ら問題の進展をみておらず米国は八十萬県民の最低要求たる四原則を無視し全軍用地の二二、五九に対し一括払いを強行し買上げ同様な資金として二十一億余円を琉球銀行に供託致していまます、とくに最近ではナイキ基地の新規接收を始め、その他の軍使用土地に対し次々と一括払いによる土地收用が發行されています。

我々沖縄市町村会は去る立法院議員選舉にあらわれた沖縄県民の意志にもとづき沖縄の祖国復帰を始め軍使用土地問題などの諸問題は單なる沖縄だけの問題でなく日本政府及び九千萬同胞の責任において解決すべきであるとの見地から次の事項を速やかに実現するよう要望いたします。

一、対日平和条約第三条の改廢のため積極的に米国政府並びに調査諸国と接渉すること

一、施政権の即時返還と県民の最低要求である西原則を支持する決議を国会で行ふこと

一、国内、国外に沖縄問題特別委員会を設置して問題を即時解決すること

一、國連に沖縄調査団派遣を要請すること

一、沖縄にも戦災復興事業計画を実施し資金を援助すること

右 決 議 す る

一九五八年四月二十二日

沖 縄 市 町 村 会

一九五八年一月二十七日

琉球水産協会

会長 山川宗道

琉球木造船協会

会長 伊是名

秀光殿

殿

戦時徵用船災害補償請願について

臺に沖繩徵用船災害補償陳情に対して種々御高配を賜り有難く深謝致します。

われわれ関係者の悲願の現地駐屯部隊による軍命によつて徵用された漁船九三一隻、運搬船一四八隻は前戦において現地部隊に協力中戦時

災害を受けた、国家による損害については、われわれ漁業者、運搬業者が補償要求額の壱億四千八百弐拾六万円也は絶体に政府で補償のみちを講ずべきであります。

こゝに当時の実情を篤と御斟酌下さいまして、われわれ要求の左記の補償額実現の貫徹を特別なる御詮議にて之等の徵用船の対価の賠償について早急に補償措置を講じて下されるよう茲に請願して右陳情致します。

記

一 補償要求額 一 金 壱 億 四 千 八 百 弐 拾 六 万 円 也
内 訳
漁 船 九 三 一 隻 一 金 壱 億 五 百 叁 拾 万 円 也
運 搬 船 一 四 八 隻 一 金 四 千 弐 百 九 拾 六 万 円 也
合 計 一〇七四 隻 一 金 壱 億 四 千 八 百 弐 拾 六 万 円 也

戦時徴傭漁船ならびに戦時徴傭運搬船の損失補償の件

一 趣旨

戦時中軍に徴用され沈没した漁船ならびに運搬船等に対し損失の補償をしてもらいたいということである。

なお、この種の請求権に対し、本土においては戦時補償特別措置法（昭和二十一年法律第三十八号）により最高五万円を限度として措置済である。

二 補償方要請のある船種別隻数

(1) 漁船 (1) 動力によるもの 二〇六隻（うち、特殊借入金証書を有するもの十六隻）

(2) 運搬船

(1) 動力によるもの 二〇六隻（うち、特殊借入金証書を有するもの十六隻）

三 補償要請額

(1) 漁船 (1) 動力によるもの 一隻平均三〇万円 計六一八〇万円
(2) 運搬船 (1) 動力によるもの 一隻平均三〇万円 計四三五〇万円

(3) 人力によるもの（剣舟） 一隻平均 六万円 計四三五〇万円

(4) 人力によるもの（剣舟） 一隻平均 六万円 計四三五〇万円

(5) 人力によるもの（剣舟） 一隻平均 六万円 計四三五〇万円

(6) 人力によるもの（剣舟） 一隻平均 六万円 計四三五〇万円

(7) 人力によるもの（剣舟） 一隻平均 六万円 計四三五〇万円

(8) 人力によるもの（剣舟） 一隻平均 六万円 計四三五〇万円

四 昭和三十一年度予算要求額

(1) 動力漁船ならびに運搬船（三五四隻）一隻平均 五万円 計一七七〇万円

(2) 剣舟 (一七二五隻) 一隻平均 一万円 計七二五万円

(注) 積算の根拠
動力漁船については戦時補償特別措置法による控除額の最高限度を、剣舟については、同法による控除額の最低限度を一応基準にして算出したものである。



那第一六七号

昭和三十三年二月二十五日

那國日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長 殿

講和発効前の損害補償要求について

客年十二月十七日附、那第一〇五〇号をもつて事情具申したところであるが、これに關し別添の通り提出があつたので送付する。

總理府

寫

一九五八年二月二十三日

那霸港湾地帯滅失地
地主代表那霸市崇元寺町一ノ八二

平良勇太郎 拝

那霸日本政府商連絡事務所長殿

講和発効前^ク損害補償要求に就^シ之

那霸港湾地帯の滅失地の損害補償要求につけては、一九五二年以来今迄引続^ケ行わる最近に於^シて別紙^ク通りモーア商等弁務官宛要請^{シテ}いた處、一九五八年一月二十四付^クで米国民政府行政官G.A.ラオーナ大佐からの回答^{シテ}接^シ。この回答^{シテ}私^ガ特に要請^シ

総理府

手^{した}した損害補償^ク責任^ヲ所在^ヲ明確^ヒと補償^ヲに対する施政権者^ク意見^ヲ方針^等にて全然觸^ハらず講和発効前^クの損害補償^ヲ坐^リ未^だ來^リ事^件と云う、通り一遍^ク内容^{アリ}予す。亦一方日本政府に對^し手^{して}くも在那霸南方連絡事務所を通じて日本政府の法的見解^ヲ方針^等を照会^シした^クに對^して未^だ回答^ガあり^シせん。然^レ下^サ琉球^クの講和発効前^ク損害補償要求に對^し決定的措置^ト云々日本円拾億円^ヲ見舞金^ヲ支拂^フ本政府^ク厚情^意に對^します。琉球^クに於^ケ了講和発効前^ク損害補償^ク問題^は、日米兩國の法的見解^ヲ對立^ニ依り早急^ニ解決^シ計^スことは困難^ニ今後^ク外交折衝^{による}外^交現状^の由^ハ、詳^く明^致一^シすが、那霸港湾地帶の滅失地に就^シては左記^ク理由^に依り日本政府

(文書堂納)

の持別の而詮議と善文を要望致しむと存じます。

記

(一) 球琳に於ける講和條約前の損害要求対象となつて居るものは、土地物件及び漁業権等、多種多様でナガ特に其の主体となるべき土地に対する損害補償であります。然し其の土地の損害の中、那霸港湾地帯の滅失地の場合には、他の土地と全然趣を異にするものがあります。即ち他の軍用地の場合には、其の位置境界や状利用度等に多少の変化が生じても、其の土地 자체が現存してゐる事実に変わりかないが、那霸港湾地帯の滅失地は全然其の形状を失ひ、水面となり其の所有地が判別する困難である。

総理府

(二) 米国民政府の滅失地の所有権は認められ、其の土地自体が水面となり実在しないとの理由に依り終戦後も続々那霸港として使用され、講和条約後クジラ天然ガス拂つてゐる。

(三) 前記(一)及(二)の理由に依り米国民政府の布告、布令に依つて確認された吾々の所有権は講和条約第十四条B項及び十九条A項及びD項に依つて現実に否認されてゐります。

之れに対して日本政府の大蔵省の見解では法域と異にすと云う理由のみで、其の損害補償の責任を免が小3と云ふのであるから、

以上、三つの理由に依り那霸港湾地帯の滅失地は他の

土地の損害と同様なり、基本的財産権たる所有權

ナガ否認され最も悪の現状にあることを認識して、他

の損害補償と別箇に単独処理の対策を樹立てて、

早急に滅失地の補償をして、日本政府の講和条約に対する

する大なる責任と義務を遂行せんことを要望致
ます。

(文唱堂納)

総理府

寫

MCRI-1-L-150
一九五八年一月二十四

米国民政府

行政主席

(1) 表記首題の一九五八年一月六日賠償疏法上九五一号に対するお問い合わせする。

(2) 首題の地域は一九四五及び一九四六年の那覇港改良工事のため発生した浚渫工事から調査によって確認された旨米国陸軍工兵隊から通知があつた。

總理府

(3) この土地の損害は対日講和条約締結前に起きたものであるが、補償を支拂うことにはなれず、この旨を説明して別紙請求書を請求者に交付して頂いた。

高等弁務官に代り
行政官 G A ウォーターハム

(文唱堂納)

COPY

UNITED STATES CIVIL ADMINISTRATION OF THE RYUKYU ISLANDS
Office of the High Commissioner
APO 331

HCRI-L&L 150

Jan 24 1958

SUBJECT: Compensation for Land Disappeared, Naha Port Area

TO: Chief Executive
Government of the Ryukyu Islands

1. Reference is made to your letter, GRI-LA(L)-951, subject as above, dated 6 January 1958.
2. The United States Army Engineer District has advised this office that investigation has confirmed that the parcel of land was destroyed by excavation and dredging by the United States Armed Forces during the improvement of Naha Harbor in 1945 and 1946.
3. Since damage to subject land occurred prior to the effective date of the Peace Treaty with Japan, no favorable action can be taken thereon. It is requested that subject letter claim be returned to the claimant concerned with the above explanation.

FOR THE HIGH COMMISSIONER:

1 Incl
Ltr, GRI-LA(L)-951
dtd 6 Jan 58

G. A. WALK
Col, QMC
Executive Officer

- C O P Y -

寫

一九五七年八月三十日

那霸港湾地帯滅失地

地主代表 那霸市宗元寺町一ノ八二

平良勇太郎 拝

モーア高等弁務官殿

那霸港湾地帯の滅失地の補償要求について
米軍の那霸港湾拡張工事のため既に海底に没し滅
失した那霸市埴花町一丁目及び三丁目、佐吉町一丁目、
分九一筆七千九百八十坪三合地主八十六名の土地損害補
償については今迄に幾度となく訴えて来たが、
琉球民政府当局は日本和平条約才一九条に依つて米
国には損害補償の責任無くとこれを拒否し、講和条

総理府

約締結後六年にも垂くとす今日迄、懿一文の補償
もありません。米国政府に補償の責任がなうが、當
然日本政府が補償すべきと考えますか、日本政府は
未だに其の責任の所在すら明かにしない現状であります
斯の如く米国政府も日本政府も其の損害補償の責任
を回避するならば現実に基本的財産権を侵害された
吾々滅失地の地主は何處に其の損害補償を求む可
能性を考えますに琉球の施政権者は米国である施政
権者は琉球住民の権利と福祉を擁護する義務がある
モーア副長官も高等弁務官に就任に際し特に琉球
住民の福祉増進に努められ旨、力強く聲明されて居
ります。然らば講和条約締結後六年にも垂くとす
了今迄、懿一文の補償も無く未だに其の補償の責
務を所在すら判然せぬ、那霸港湾地帯の滅失地の

(文唱堂納)

現状をどう云ふ凡に御考之にたりますか、吾々滅失地
地主が今日迄何度と其の窮状を訴之、善く方を要請
いたにもか、わざす、琉球民政府は日米平和条約才十
九条によつて其の補償責任無しと、一件の弊履の様に
打ち捨て、返り見ず、其の儘放置して良いしきだらう
か、補償の責任がな、なれば日本政府に積極的に折
衝して飽々迄も旅施政権者の責任に於いて住民の福
祉を擁護するか為政者も当然なす可き措置と思
考致します、吾々は滅失地の補償責任が日本両國
諸小にあら、其の法理論を云々するも久ではなく、モー
ア高等弁務官の住民の福祉増進を計ると云う力強
い声明に大きな期待と関心を持つと共に損害補償の
当面の責任は施政権者にあらむと確信するが故に、茲
に再び那覇港湾地帶の滅失地補償問題について謹く
総理府

以上

訴之滅失地の補償は誰か、何時、如何な方法で、
承す可否、琉球民政府の高見や御方針等責
任あるご回答を要望して止まぬ次第あります。

寫

那才一〇五〇号

昭和三十二年十一月十七日

那霸日本政府南方連絡事務所長

南方連絡事務局長殿

那霸港湾地帶ノ滅失地補償に付テ
那霸港湾地帶滅失地ノ主代表平良勇太郎氏より別
添つ通り標題にかゝる事情具申があり本件に關しては
日本政府ニ要求する事にて琉球政府が直接日本政府
に折衝してよ」との許可が米国民政府から得られ
了。然るに琉球政府として去る十一月四日再度補償
責任の所在を明らかにして頂きたゞと要請文を提出せ
ば未だ今日迄何等の回答を得てない。かくて該

総理府

当者としては早く受給が早急に実現されると同時に
抱く不安に対する善処方を切望し更に将来への対処
方に對しての資料として所存につき今後標記
件につき本土政府の見解を承知致いたゞとの申出とな
つた次第、何分の回報方相煩わしい。

(文唱堂納)

寫

一九五七年十二月十六日

那霸港湾地帯滅失地

地主代表 那霸市山元寺町一八二

平良勇太郎 拝

日本政府南方連絡事務所長殿

那霸港湾地帯の滅失地補償について
米軍の那霸港湾拡張工事の為め既に海中に滅失
した土地は那霸市垣花町一丁目及び三丁目と佐吉町一百
の一部總坪数七万八千坪の中個人私有地は九一筆七
千九百八坪地主八十名であります。

この滅失地の損害補償要求につて米国民政府はこ
れ迄の陳情に対し、日米和平条約第十九条にて

講和発効前の損害補償の責任無くこれを拒否

未だに總一文の補償を行つて居ります。

米国に責任がなければ当然日本政府が其の責任を負
う可さないが、日本政府は其の責任の所在する明
確にしないに盡る琉球の損害補償要求額百七拾億円
に対する拾億円の見舞金の支拂を閣議で決定したこと
は衆知の事実であります。然一乍らこれは損害補
償に対する暫定的措置であつて飽く迄も見舞金で
あると云う事を公表して居ります。この滅失地は
講和発効前とは云々今次大戦の事実上の終戦
後米軍が米軍専用の桟橋構築築り浮城勝手に
潰し今日迄引続々専用にて居りますが和平条約
第十九条の趣旨は吾々現地地主は全然與り知らぬ
ことであるから、日米両国の取極めによつて一方的

(文書堂納)

大なる犠牲を強制されて居る現状であります。琉球に於ける講和発効前の損害補償に対する責任の所在の法理論はなし。せいか、琉球の施政権者である米国は五々琉球住民の権利と福祉を擁護する義務があるが故に損害補償の当面の責任は飽くまでも米国にある。しかくと思考致ります。吾々はこゝよりお見解で今日迄米国民政府に陳情し続けて来ました。これが最近米国民政府は從来外交権を持たぬ琉球行政に土地問題特に其の補償に関する限り、討日外交権を附与し、討日接渉を指示する実に虫の良い御方針の由、拝聞致ります。

斯の如く米国は講和発効前の損害補償要求に対する一切の責任を拒否し、以前等で勝手に日本政府に接渉せよと云ふやうばかりの実に冷然たる態度であります。これに付一日本政府は今後如何なる御意向と御見解を以て対応下さる御方針が日本政府の確固たる御見解と御照会の上貴所の忌憚無き御高見を御指示下さい。小度伏して御困願申上げます。

補償要求額においては、その算定方法についても一般軍用地地主の場合と変りはない。

右を公式化すれば

$$\text{坪当地価} \times \text{滅失地面積} = \text{補償要求額(損害額)}$$

$$\text{補償要求額(損害額)} \times \frac{1}{1.1} = \text{見舞金支払額(円以下切捨)} \text{なる。}$$

(0.0588)

因みに那覇港湾地帯滅失地に対しては

「土地所有権確認申請によつて那覇市長の所有権は確認されているが、米側ではこれを認めないと、軍用土地地主連合会長は語つてゐる（土地が現存していないとの理由で）」

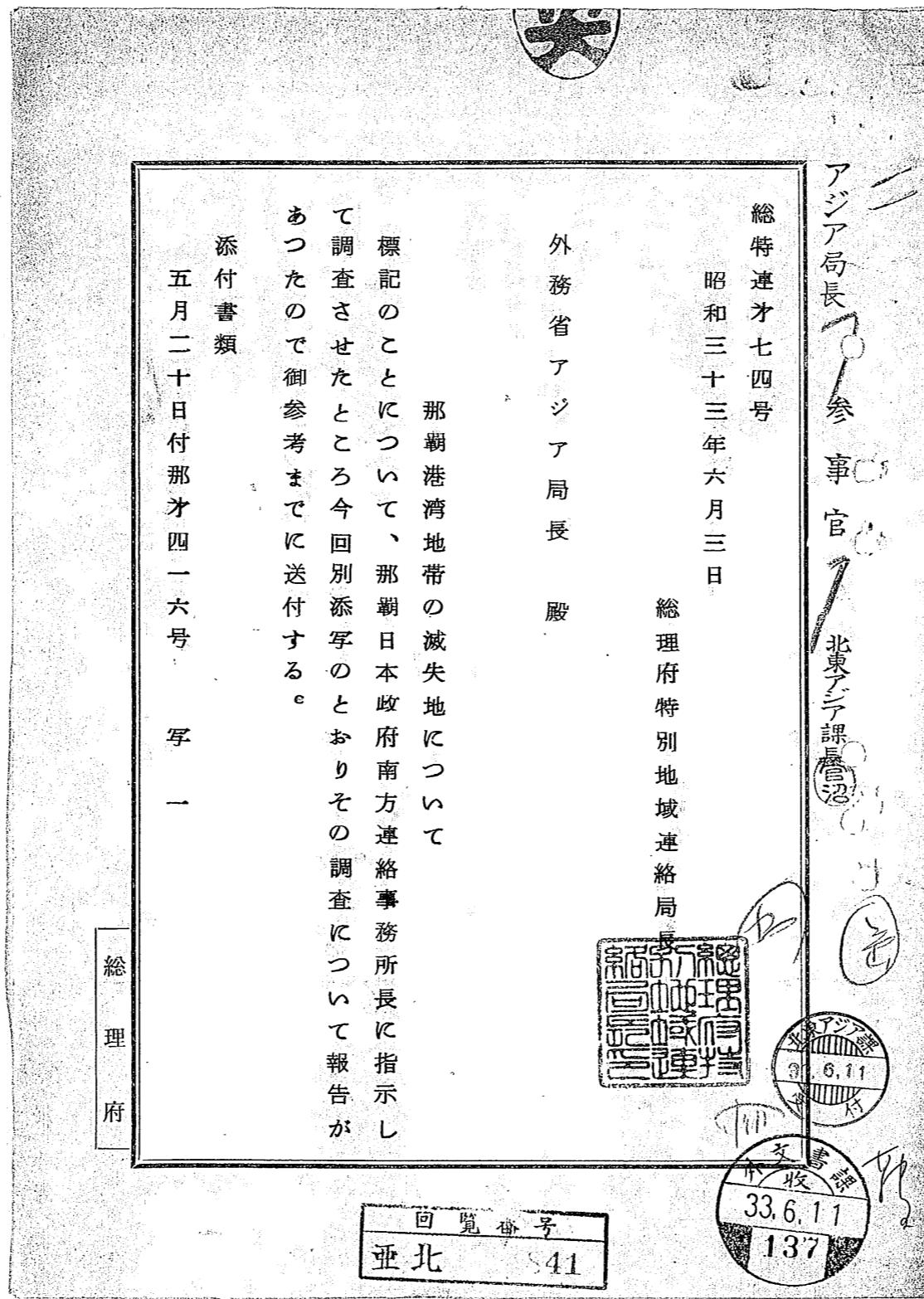
二 土地の滅失は講和条約発効前の出来事であること。

三 前二項により米側は布令第一六四号による収用告知の手続きを探つていなし、限定付土地保有権取得の所作にも出ない。従つて一括払いも行われていない。

総理府

四 右滅失地に残された問題は、土地損失補償の問題のみであり、本件は講和条約発効前の損失であるが故に、日本側に於て補償すべきものであるとの米側の主張となつてゐる。

五 何れにしても標題の土地は講和発効後に公布を見た各土地関係布告布令の対象とならないとする取り扱いを受けていることになる。



那第四一六号

昭和三十三年五月二十日

那霸日本政府南方連絡事務所長

總理府特別地域連絡局長 殿

那霸港湾地帶滅失の調査依頼に対する

報告について

五月八日付総南連那第二六一號をもつてお申越しの、平良勇太郎氏外八十五名の滅失地地主からの提出書類にかかる那霸港湾地帶滅失地の調査方御依頼については、当地関係団体に即時連絡調査中のところ、この程その結果が纏つたので左のとおり報告する。
沖繩市町村軍用土地委員会連合会が閲知するかぎり、滅失地地主に対する見舞金は洩れなく配分されている由である。

總理府

二滅失地地主の個人別滅失坪数および見舞金支払額の詳細について
は、沖繩市町村軍用土地委員会連合会の作製にかかる別添、「那
霸市港湾地帶滅失地補償リスト」のとおりである。このリスト中
の滅失地地主数において、貴信では八十六名あるに対し、同リ
ストでは七十七名であるが、これは新民法施行後の遺産相続等に
よる名義変更によつて、変化を見たものである。

三滅失地地主に対する見舞金の配分は、各滅失地地主からの補償要求
額（滅失当時の坪当地価に滅失地面を乗じたもの）の十七分の一
つまり〇・〇五八八に相当する金額を見舞金支払額として、見舞
金処理委員会から那霸市役所ならびに各町の責任者を通じ、各本
人に支払われた。

なお、この見舞金配分の基準は、一般軍用地地主に対する見舞金
配分の基準と何らの差異はなく、また、御諒察のとおり、滅失地地
主に対する見舞金配分の基礎はその損害額、すなわち同地主からの

